

あなたの貴重な一票を必ず投票しましょう。

# 5月18日(日)は神崎町長選挙の投票日です!

投票時間は  
午前7時から  
午後8時までです。

## 投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

昭和63年5月19日までに生まれた方  
平成20年2月12日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

## 投票時間

午前7時～午後8時

## 投票所

第1投票所 神崎小学校校体育館  
第2投票所 米沢小学校校体育館

## 投票日に用事がある方は 期日前投票を

### 投票期間

5月14日(※)～5月17日(⊕)の毎日

### 投票時間

午前8時30分～午後8時

### 投票できる方

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

### 期日前投票所

役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参ください。

## 病院などに入院中の方は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

## 身体に障害のある方は 郵便による投票を

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳を持っている方

両下肢、体幹、移動機能の障害が1級

または2級の方

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸

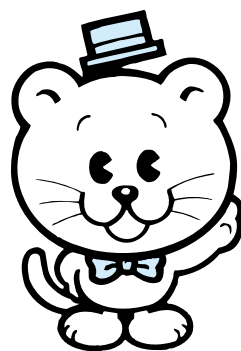
小腸の障害が1級または3級の方

免疫の障害が1級から3級までの方

戦傷病者手帳を持っている方

両下肢、体幹の障害が特別項症から

第2項症までの方



## 開票

午後8時45分  
神崎ふれあいプラザ

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」交付の申請をしてください。  
郵便投票証明書(7年間有効)の交付を既に受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。

□選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会(☎②21111内線(211)まで)。